



ひろさき



弘前城築城400年祭まで

あと108日

編集発行 弘前市市民環境部広報広聴課 No. 110

平成22年
(2010)

9月15日号

特集

■はしご車、大っきい!!

8月21日、第五城東地区の市道で開催された「防災&夏の露店祭り2010」。宵宮でおなじみの露店の前に、陸上自衛隊の防災車両や消防署の消防車両などが一堂に展示され、子どもたちがはしご車の搭乗体験などを楽しみました。

- 川口淳一郎教授に市民栄誉賞 P. 2
- 市政／平成22年国勢調査 P. 3
- 第3回弘前スポレク祭、国民健康保険料
引き上げに伴う主な相談内容 ほか
- 話題／たか丸くんが行く!!、弘前写真館 P. 12
- お知らせ／催し、教室など P. 14



国民健康保険料引き上げに伴う 臨時相談窓口における主な相談内容

○市民へのPRについて

Q もっと早く知らせることはできなかったのか。PR不足ではないか。

A 今回、議案として提案した保険料率は、議会の審議結果が確定した後に市民の皆さんにお知らせしました。議会の議決が6月24日であったことから、広報ひろさき7月1日号に間に合わず、広報ひろさき7月15日号および8月1日号のこくほ特集号に掲載し、お知らせしたところです。

市民への周知のため、3月議会への提案も選択肢の一つではありますが、3月議会に提案するためには、2月初めに保険料率を決めなければなりません。しかし、2月の初めとなると、医療費、国や県の補助金、国民健康保険料の収支状況が未確定のため、実態に即したものとはなりません。可能な限り決算額に近い金額を把握でき、引き上げ幅も現実的なものとするために、6月議会への追加提案としました。

今後は国保運営協議会を公開することにします。また、県との協議が不要となったことから、6月議会への当初提案が可能になるものと思われます。

○減免申請について

Q 分割納付でも厳しいので減免申請をしたい。

A 減免申請は、災害により住宅や家財、農作物などに相当の損害があった場合や失業、廃業など、著しく生活困窮に陥ったときに申請することができます。

国民健康保険被保険者証
新しくなります！

国民健康保険被保険者証が10月1日から更新されます。9月中旬に被保険者個人ごとに発送します。

新しい保険証の色は「ピンク色」で、有効期限は一部（途中で75歳に到達する人や65歳に到達する退職者医療制度該当者など）を除き、平成23年9月30日です。新しい保険証は、8月末現在で作成しています。記載内容などが今回の更新に間に合わない場合がありますので、記載内容に間違いがある場合や保険証が届かない場合は、国保年金課または岩木・馬総合支所民生課、各出張所にご連絡ください。

△問い合わせ先
（市役所1階、窓口158、☎40・7045）
問合せ
窓口
国保年金課
国保保
険料
支
付
さ
れ
る
こ
と
が
あ
り
ま
す。
ま
た、
臓
器
提
供
意
思
表
示
欄
保
護
シ
ー
ル
を
入
れ
る
カ
ー
ド
ケ
ー
ス
の
ほ
か、
臓
器
提
供
意
思
表
示
欄
保
護
シ
ー
ル
も
同
封
し
ま
す
の
で、
ご
活
用
く
だ
さ
い。
な
お、
特
別
の
事
情
が
な
く、
保
険
料
を
納
め
て
い
な
い
場
合、
有
効
期
限
の
短
い
保
険
証
や
資
格
証
明
書
が
交
付
さ
れ
る
こ
と
が
あ
り
ま
す。

○特例対象被保険者等軽減制度について

Q 会社の倒産や解雇により国保加入した場合の、保険料の軽減制度について聞きたい。

A 倒産や解雇といった、やむを得ない理由により失業した場合は、国民健康保険料の算定方法として、失業者の前年の給与所得を100分の30とみなして算定を行います。

また、軽減判定所得も100分の30とみなした所得によって算定しますので、均等割額および平等割額も軽減される場合があります。

軽減は平成22年度の保険料から実施され、平成21年3月31日以降に離職した場合、最長で2年間が軽減対象期間となります。

なお、対象となる離職理由は決められており、対象外となる場合もありますので、詳しくは国保年金課にお問い合わせください。

臨時相談窓口開設期間

…7月15日～30日

開設日	相談者数
7月15日(木)	55人
16日(金)	146人
20日(火)	137人
21日(水)	116人
22日(木)	99人
23日(金)	77人
26日(月)	82人
27日(火)	36人
28日(水)	52人
29日(木)	30人
30日(金)	23人

相談者合計 853人

今回の国民健康保険料の引き上げについて、さまざまなお問い合わせがありましたので、あらためてその内容について、ご説明します。

市議会の審議終了後、7月15日号の広報ひろさきおよび8月1日号のこくほ特集号で国民健康保険料の引き上げについてお知らせしましたが、臨時相談窓口では、「なぜ大幅な引き上げになったのか」「もっと早く周知すべきではないか」また、「減免の申請をしたい」「会社の倒産や解雇に伴う給与所得の軽減について

て聞きたい」などの相談がありました。

昨今の高齢化の進展とそれに伴う医療費の増加により、国民健康保険料の引き上げは真にやむを得ないものであります。

今後は、きめ細やかな広報に努め、ほか、国民健康保険運営協議会を公開します。また、出前講座などでも説明しますので、ご理解をお願いします。

■問い合わせ先 国保年金課国保保険料係（☎40・7045）

○国民健康保険料の引き上げについて

Q 引き上げ幅が大きくて驚いている。なぜ大幅な引き上げになったのか。

A 国民健康保険財政は平成18年度以降、毎年度収支不足となっていましたが、国民健康保険財政調整基金（国保の貯金）を取り崩して不足分を補てんしてきました。しかし、平成21年度は、財政調整基金の残高が少なく、全額取り崩しても不足分を埋めることができませんでした。

平成20年度の保険給付費は一時的に減額となったものの、平成21年度はまた、増額となっています。これは高齢化の進展が大きな要因です。

平成21年度の赤字額4億1,783万2千円（基金で補った分を除く）は、平成22年度予算からの繰り上げ充用（前借り）で補てんしたことから、その返還分と今後の医療費の推移を勘案しながら保険料率を決定しました。

Q 後期高齢者支援金分が2倍以上になった理由は何か。

A 平成20年度に後期高齢者医療制度がスタートしたことに伴い、国保料の中に後期高齢者支援金分が新設、医療給付費分の所得割保険料率11.2%のうち1.4%を後期高齢者支援金分に振り分けましたが、支援金分の支払い額が保険料収入額を大きく上回っており、保険給付などを圧迫する事態となっているため、やむを得ず引き上げをしました。

引き上げに当たっては、後期高齢者支援金の支払額とそのための財源を整理し、保険料として必要な最小限の額を確保するため、保険料率を改定しました。

高齢化率 65歳以上の人口割合

平成18年3月末	22.8%
平成19年3月末	23.6%
平成20年3月末	24.1%
平成21年3月末	24.9%
平成22年3月末	25.3%

保険給付費（医療費の支払い）

平成18年度	136億2,263万3千円
平成19年度	143億3,603万5千円
平成20年度	137億8,792万1千円
平成21年度	138億6,583万3千円

収支不足額

平成18年度	2億9,637万3千円
平成19年度	6億1,614万円
平成20年度	4億4,507万8千円
平成21年度	4億2,184万円

財政調整基金残高

平成17年度	13億6,493万8千円
平成18年度	10億6,097万1千円
平成19年度	4億4,777万1千円
平成20年度	388万2千円

後期高齢者支援金分

- 平成21年度保険料（歳入）…4億3,226万円
- 平成21年度支援金（歳出）…27億2,007万3千円

都市計画道路の見直し(案)への パブリックコメントを募集

市では、人口減少・高齢社会の進行など、近年の社会情勢に対応した都市計画道路計画とするため、未整備路線を対象とした計画の見直しを進めています。このたび、見直し案がまとまりましたので、市民の皆さんから意見や提案を募集するため、パブリックコメント(意見公募手続き)を実施します。



▽募集期間 9月24日～10月22日(必着)
 ▽見直し(案)の閲覧方法
 ○市のホームページ
 ○次の場所で閲覧(土・日曜日、祝日を除く、午前8時半～午後5時15分)
 都市計画課(市役所5階)／岩木総合支所総務課(賀田1丁目)／相馬総合支所民生課(五所字野沢)／市民課駅前分室(土手町分庁舎内)／市民課城東分室(末広4丁目)／総合学習センター内)／各出張所

▽対象
 ①市内に住所を有する人
 ②市内に事務所等を有する人
 ③市内に勤務する人
 ○市内の学校に在学する人
 ⑤当市に對して納稅義務を有する人、または寄付を行う人
 ⑥見直し(案)に利害関係を有する人
 ▽提出方法
 指定の様式に必要事項を記入し、次のいずれかの方法で提出してください。
 ※様式は閲覧場所に備え付けてあるほか、市のホームページからもダウンロードできます。

①郵送：〒036-8551、上白銀町1の1、都市計画課あて
 ②都市計画課へ直接持参
 ③ファックス：35-7956
 ④Eメール：toshikeikaku@city.hirosaki.lg.jp
 ▽意見の公表など
 ⑤「わたしのアイデアポスト」へ投函：市役所総合案内所、岩木総合支所総務課、相馬総合支所民生課、市民課駅前分室・城東分室、各出張所に設置。※記載漏れがある場合は、意見として受け付けませんので、ご注意ください。また、電話など口頭では受け付けません。

△問い合わせ先 中南地域県民局県税部課税第一課(☎32-1131、内線228-278)
 ▽問い合わせ先 都市計画課 管理・事業係(☎35-1134)

地方法人特別税と eLTAX(エルタックス) について知っていますか?

地方法人特別税

地方法人特別税は、平成20年度の税制改正により、地域間における税源の隔たりを是正するために、消費税を含む税制の抜本的な改革が行われるまでの暫定的な措置として創設されたものです。

平成20年10月1日以後に開始した事業年度から、法人事業税と合わせて申告納付が必要となっています。

なお、法人事業税の税率が引き下げられたため、地方法人特別税と法人事業税を合わせた税負担は、基本的に從前の法人事業税の税負担と変わりません。

▽対象 法人事業税(所得割・収入割)を納める法人
 ▽税率 法人事業税の税率は、収入割額×税率(81%)
 ※税率は、資本金が1億円以下の法人の場合。

地方法人特別税と法人事業税の税率

区分	法人事業税		地方法人特別税
	平成20年9月30日以前に開始した事業年度	平成20年10月1日以後に開始した事業年度	平成20年10月1日以後に開始した事業年度
普通法人	5.0%～9.6%	2.7%～5.3%	81%
特別法人	5.0%～6.6%	2.7%～3.6%	81%

※税率は資本金が1億円以下の法人に当てはまります。

eLTAX(エルタックス)

eLTAXとは、地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルシステムのことです。インターネットで法人県民税・事業税・地方法人特別税の申告ができます。

eLTAXを利用すると、オフィスや自宅のパソコンから申告ができ、窓口に出向く必要がないほか、複数の地方公共団体への申告をまとめて一度にできるなどのメリットがあります。電子申告をはじめとしたeLTAXのサービスは無料で利用することができます。ただし、利用に当たり、パソコン環境やインターネット接続環境、必要に応じて電子証明書などを事前に準備する必要があります。これら準備には費用が必要なものもあります。詳しくは、地方税電子化協議会ホームページ(<http://www.eltax.jp/>)をご覧ください。

秋の全国交通安全運動

9月21日から30日までの10日間、秋の全国交通安全運動が行われます。この時期は行楽による事故や、日没が早まる夕暮れ時の事故が多くなります。事故防止は一人一人の交通ルールの遵守とマナーの実践が大切です。

また、今年の市内の交通事故の状況を見ると、高齢者が夜間に外出して事故に遭い、死亡するという痛ましい事故が急増しています。

市民の皆さん、交通ルールを守り、特に、夜間の外出の際には、白や黄色などの明るく目

立つ色の服装を心掛けるとともに、反射材を貼った靴やかばんなどを使い、交通事故に遭わない、起こさないよう注意しましょう。

【運動の重点】

- 高齢者の交通事故防止
- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

■問い合わせ先 市民生活課安全安心対策担当(☎35-1102)



木造住宅耐震診断

家族を地震から守るために!

地震に強い安全なまちを目指すため、一定の条件を満たす木造住宅の所有者が耐震診断を希望する場合に、市が耐震診断員を派遣し、耐震診断を行います。

▽対象住宅 市内にある、次の要件すべてに該当する住宅

- 昭和56年5月31日以前に建築されたもの
- 一戸建ての専用住宅または併用住宅(延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供し、かつその他の用途に供する部分の床面積が50m²以下であるものに限る)で地上階数が2以下のもの
- 一般構法(在来軸組構法)または伝統的構法によって建築された木造住宅であること
- 現在、居住している住宅であること

○原則として延べ床面積が200m²以下であること
 ※200m²を超える場合は、申込者負担の増額で対応します。

▽診断費用 申込者負担として、1戸当たり8,000円

※診断費用は総額12万円ですが、残額は国・県・市で負担します。

▽募集戸数 20戸(うち、優先枠5戸)

※応募多数の場合は抽選(なお優先枠は、65歳以上の人暮らしの人など、災害時要援護者名簿登録制度の対象者です)。

▽申込締め切り 9月30日

▽申込書の配布 建築指導課(市役所3階、窓口353)で配布。市のホームページからもダウンロードできます。

▽問い合わせ・申込先 建築指導課(☎40-7053)

今ならわずかな負担で診断ができます!!



まちの話題を写真
で紹介します。



まちの話題

弘前写真館



市 総合防災訓練

8月20日、岩木B & G海洋センター（兼平字猿沢）を主会場に、市や関係機関・団体から約680人が参加し、弘前市総合防災訓練が行われました。訓練は、局地的豪雨による河川の水位上昇や堤防の決壊、家屋の床上浸水などのそれが生じたこと、また、震度5強の地震が発生したことを想定して行われました。

救出訓練や水防工法訓練など約20項目を本番ながらに行い組織の連携強化を図るとともに、防災意識の高揚に努めました。

8月20日

フ アッション甲子園・最終審査会

8月22日、市民会館（下白銀町）で、第10回全国高等学校ファッショントレンドデザイン選手権大会（ファッショントレンド甲子園）の最終審査会が行われました。審査会には、全国46都道府県233校2,165チームの中から一次審査を勝ち抜いた32都道府県40チームが出場し、公開ファッショントレンドショーフォーマンスで若々しく、感性あふれる作品を披露しました。

審査の結果、毛糸で編んだ帽子やスカートなどを樹脂でコーティングして立体的に表現した、京都府の京都共栄学園高等学校「タイトル：Line drawing（ライン・ドローイング）」が優勝しました。

また本県から出場した4校5チームのうち、個性の輝きを表現した弘前実業高等学校「Sparkly（スパークリー）」が見事第3位に入賞し、会場を沸かせました。



弘前実業高等学校「スパークリー」



京都共栄学園高等学校（京都府）「ライン・ドローイング」

8月22日

たか丸くんが行く!!

弘前城築城400年祭のマスコットキャラクターとしておなじみの「たか丸くん」。積極的にイベントなどに参加して、400年祭のPR活動を行っています。



7/23 斜里町で、ねぷた運行！

7月22日～24日、友好都市の北海道斜里町に行ってきました。道の駅しゃりで行われた弘前市物産展示即売会で、たか丸くんは弘前城築城400年祭をPRしました。物産展では、弘前のりんごジュースが子どもたちに大人気でした。23日は、斜里町長表敬訪問をし、津軽藩土殉難慰霊祭にも参列しました。

また、23日・24日と斜里町のねぷた運行に参加し、斜里の街中を練り歩きました。



7/30 「たか丸くん弁当」登場！

7月30日、「津軽弁」いう弁当のお披露目が市役所でありました。個性豊かなパッケージや中身の弁当が並び、「いがめんち」が入った弁当など、津軽の食材をふんだんに使った弁当が勢ぞろいしました。

中でも今回初めてお披露目となった「たか丸くん弁当」は、たか丸くんの顔を食材でうまく表現した弁当で、たか丸くんも食べたそうに見つめています。



7/31 ちびっ子ねぷたのお通りだい！

7月31日、3年ぶりに「ちびっ子ねぷたのお通りだい！」が行われました。弘前ねぷたまつりの運行に先駆け、8団体の保育園の園児たちが、土手町分庁舎を出発し、たか丸くんと一緒に土手町、一番町、桜大通りを練り歩きました。そろいの半てんを身にまとった園児たちは、練習した踊りを披露し、「ヤーヤードー」の掛け声を響かせていました。



8/3 たか丸くんねぷたコンテスト

8月1日～7日、弘前ねぷたまつりが開催され、過去最高となる84台のねぷたが参加。勇壮で華麗なるねぷた絵巻の競演に観光客をはじめ、多くの市民が酔いしれました。

今年は、たか丸くんねぷたコンテストも開催され、24団体が趣向を凝らしたねぷたを披露しました。たか丸くんは3日の合同運行日に、グランプリを受賞した富田清水町会青年部のねぷた運行に参加しました。

仕事と家庭の両立支援 普及促進セミナー

- △とき 10月7日(木) 午後1時半～4時
△ところ 市堤町1丁目)4階錦鶴の間
△内容 ①講演「改正育児・介護休業法について」就業規則等改正の実務ポイント
△対象 家庭を両立しやすい企業をめざして「：発表者・吉野洋子さん(寿栄会事務長)③体験発表「男性の育児休業取得第1号になりました！」：発表者・田中慎吾さん(福祉の里職員)
△定員 50人
△参加料 無料
△問い合わせ・申込先 9月30日までに、21世紀職業財団青森事務所(☎青森017・776・2028)へ。
△とき 10月7日(木) 午後1時半～4時
△ところ ホテル青森(青森市堤町1丁目)4階錦鶴の間
△内容 ①講演「改正育児・介護休業法について」就業規則等改正の実務ポイント
△対象 家庭を両立しやすい企業をめざして「：発表者・吉野洋子さん(寿栄会事務長)③体験発表「男性の育児休業取得第1号になりました！」：発表者・田中慎吾さん(福祉の里職員)
△定員 50人
△参加料 無料
△問い合わせ・申込先 9月30日までに、21世紀職業財団青森事務所(☎青森017・776・2028)へ。

お詫び

△とこ 幸せの青森ひろさき広報ひろさき毎月15日号の最終面に掲載している「人の動き」について、平成21年5月15日号に掲載した「平成21年4月1日現在」から、平成22年7月15日号に掲載した「平成22年6月1日現在」までの人口について誤りがありました。これまで誤った数値を掲載していたことをお詫びします。なお、この間の正しい数値について知りたい場合は、広報広聴課統計係(☎34・3566)へお問い合わせください。

その他

平成23年度産業振興 プロジェクト支援事業

△とこ むつ小川原地域・産業振興財団では、地域団体や産業団体、助成金事業費の5分の4以内で、平成22年8月15日号の「平成22年7月1日現在」までの人口について誤りがありました。これまで誤った数値を掲載していたことをお詫びします。なお、この間の正しい数値について知りたい場合は、広報広聴課統計係(☎34・3566)へお問い合わせください。

全国一斉司法書士 法律相談会

△とき 10月1日は「法の日」です。日常生活での困り事や法律上の悩みについて、次のとおり司法書士が無料で相談に応じます。

△とこ 青森県不動産鑑定士協会(☎青森017・765・6216)室1
△とこ (元寺町)3階グループ活動室
△とこ 青森県司法書士会(☎青森017・776・8398)
△とこ 青森県司法書士会総合相談センター(☎フリーダイヤル0120・940・2330)でも無料で電話相談に応じます。

土地の無料相談会

△とこ 10月の「土地月間」にちなみ、次の日程で土地の無料相談会を開催します。土地の評価価格や売買のことなど、気軽にご相談ください。

△とき 10月1日(金) 午後1時～4時

△とこ 10月2日(土) 午前10時～午後4時

△とこ 10月9日(土) 午前10時～午後3時半

△とこ 市民生活センター(土手町分庁舎内)相談室

△とこ 青森県土地家屋調査士会(☎青森017・722・3178)による電話無料相談も行います。

△とこ 青森県土地家屋調査士会

△とこ 青森県司法書士会

△とこ 青森県不動産鑑定士協会

△とこ 青森県司法書士会

市立博物館企画展3

蔵出し
収蔵品展

猪型土製品

開館以来、多数の寄贈・寄託された資料の中から、これまで展覧会で紹介する機会がなかった資料を中心に展示しています。

主な資料として、日本画では野沢如洋の作品、歴史資料では津軽為信ほか歴代藩主書状、書では津軽承祐の作品などを展示。そのほか悪戸焼や津軽塗などの工芸品も紹介しています。

▽開催期間 9月11日～11月14日、午前9時半～午後4時半

▽観覧料 一般＝280円(210円)／高校・大学生＝140円(100円)／小・中学生＝80円(40円)

※()内は20人以上の団体料金。また、65歳以上の市民、市内の小・中学生や障がい者、外国人留学生は無料。年齢や住所を証明できるものを提示してください。

▽休館日 毎週月曜日(9月20日、10月11日は開館。9月21日、10月12日は休館)

▽問い合わせ先 市立博物館(下白銀町、☎35・0700)

地域資源特派員を募集中!!

津軽広域連合では現在、「あなたのまわりの“季節を感じる”もの」をテーマに、身近な地域資源を報告する特派員を募集しています。地域に存在する特徴的なものであれば、動物・植物・祭事・食べ物など何でも地域資源になります。皆さんも特派員になって、思いがけない、これまで気付かなかった新たな津軽の風物詩を見つけてみませんか。

▽応募資格 弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村に在住・在勤または在学している人

▽申し込み方法 津軽広域連合ホームページに掲載、および各市町村窓口や公共施設などに備え付けの登録申込書に必要事項を記入し、郵送してください。

※登録した人には特派員証を送付します。

▽報告・公表 地域資源を見つけた際は、郵送、ファクスまたはEメールでレポートを提出してもらいます。そのレポートを基にマップやリーフレットなどを作成し、圏域内に配布する予定です。また、津軽広域連合のホームページや広報紙にも随時掲載します。

※ペンネームでの公表も可能です。

▽問い合わせ・申込先 津軽広域連合「地域資源特派員」係(〒036・8276、樋の口町260の4、☎39・7200、ホームページ <http://www.net.pref.aomori.jp/tugarukoiki/>)



有料広告

有料広告

Population	
人の動き	・人 口 (前月比) 182,255人(-12) 男 82,994人(0) 女 99,261人(-12)
	・世帯数 71,278世帯(+48) 平成22年8月1日現在(推計)